令和３年度第３回大船渡市国民健康保険運営協議会（書面開催）

１　開催期間　　令和４年２月３日（水）から２月８日（火）まで

２　議　　題

⑴　諮問第１号　大船渡市税条例等の一部を改正することについて【資料１】

⑵　諮問第２号　令和３年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）を定めることについて【資料２】

⑶　諮問第３号　令和３年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第３号）を定めることについて【資料３】

⑷　諮問第４号　令和４年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定めることについて【資料４】

⑸　諮問第５号　令和４年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて【資料５】

諮問第１号

大船渡市税条例等の一部を改正することについて

大船渡市税条例等の一部を改正することについて、大船渡市長から諮問を受けたので、本協議会の審議に付します。

令和４年２月３日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

諮問第２号

令和３年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）を定めることについて

令和３年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けたので、本協議会の審議に付します。

令和４年２月３日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

諮問第３号

令和３年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）

補正予算（第３号）を定めることについて

令和３年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第３号）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けたので、本協議会の審議に付します。

令和４年２月３日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

諮問第４号

令和４年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）

を定めることについて

令和４年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けたので、本協議会の審議に付します。

令和４年２月３日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

諮問第５号

令和４年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて

令和４年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けたので、本協議会の審議に付します。

令和４年２月３日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

資料１

大船渡市税条例等の一部を改正する条例の概要（国民健康保険税分）

（第１条による改正）

改正条項	改　正　要　旨	施行期日等
第151条	（保険税の納税義務の発生、消滅等に伴う賦課） 第161条第２項の新設に伴い、所要の規定を整備しようとするもの。	令和４年４月１日
第161条の２	（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第161条第２項の新設等に伴い、所要の規定を整備しようとするもの。	令和４年４月１日 関係法令:法第703条の５の２
附則第18条の４	（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 法改正及び第161条第２項の新設に伴い、所要の規定を整備しようとするもの。	令和４年４月１日 関係法令：法附則第35条の５、令附則第18条の８
附則第18条の５	（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第161条第２項の新設に伴い、所要の規定を整備しようとするもの。	令和４年４月１日 関係法令：法附則第35条の６
附則第18条の６	（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 第161条第２項の新設に伴い、所要の規定を整備しようとするもの。	令和４年４月１日 関係法令：法附則第36条
附則第20条	（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第161条第２項の新設に伴い、所要の規定を整備しようとするもの。	令和４年４月１日 関係法令：法附則第37条
附則第21条	（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第161条第２項の新設に伴い、所要の規定を整備しようとするもの。	令和４年４月１日 関係法令：法附則第37条の２
附則第22条	（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第161条第２項の新設に伴い、所要の規定を整備しようとするもの。	令和４年４月１日 関係法令：法附則第37条の３
附則第23条	（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第161条第２項の新設に伴い、所要の規定を整備しようとするもの。	令和４年４月１日 関係法令：法附則第35条の７
附則第24条	（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第161条第２項の新設に伴い、所要の規定を整備しようとするもの。	令和４年４月１日 関係法令：外国居住者等所得相互免除法第９条、第13条及び第17条
附則第25条	（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第161条第２項の新設に伴い、所要の規定を整備しようとするもの。	令和４年４月１日 関係法令：外国居住者等所得相互免除法第９条、第13条及び第17条

附則第26条	**（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）** 第161条第２項の新設に伴い、所要の規定を整備しようとするもの。	令和４年４月１日 関係法令：租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第３条の２の３
改正条項	改　正　要　旨	施行期日等
附則第27条	**（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）** 第161条第２項の新設に伴い、所要の規定を整備しようとするもの。	令和４年４月１日 関係法令：租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第３条の２の３

（第２条による改正）

改正条項	改　正　要　旨	施行期日等
第141条	**（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）** 規定を明確にしようとするもの。	公布日 関係法令:法第703条の４
第142条	**（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）** 規定を明確にしようとするもの。	公布日 関係法令:法第703条の４
第143条	**（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）** 規定の明確化及び第161条第２項の新設に伴い、所要の規定を整備しようとするもの。	公布日 関係法令:法第703条の４
第144条	**（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）** 不要な規定を削ろうとするもの。	公布日 関係法令:法第703条の４
第161条	**（保険税の減額）** 法改正に伴い、未就学児の被保険者均等割額の減額の規定を新設するとともに、所要の規定を整備しようとするもの。	公布日 関係法令:法第703条の５、令第56条の89

（改正附則）

改正条項	改　正　要　旨	施行期日等
―	**（施行期日）** この条例の施行期日を定めるもの。	

※改正の主な内容

・地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するもの

・子ども（未就学児）の均等割を減額する規定を新設するもの（基本的には５割軽減）。
なお、所得が一定以下で法定軽減を受けている世帯についても軽減が適用される。
また、減額相当額については公費で支援する。

大船渡市税条例等の一部を改正する条例（国民健康保険税分）

（大船渡市税条例の一部改正）

第１条　大船渡市税条例（昭和29年大船渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（保険税の納税義務の発生、消滅等に伴う賦課） 第151条　保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者にはその発生した日の属する月から月割をもつて算定した第140条第１項の額（第161条の規定による減額が行われた場合には、同条の保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。 ２～８　［略］	（保険税の納税義務の発生、消滅等に伴う賦課） 第151条　保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者にはその発生した日の属する月から月割をもつて算定した第140条第１項の額（第161条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。 ２～８　［略］
（特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例） 第161条の２　保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等をいう。第162条の２において同じ。）である場合における第141条及び前条の規定の適用については、第141条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第161条の２に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、前条第１号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第３号において同じ。）」とする。	（特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例） 第161条の２　保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等をいう。第162条の２において同じ。）である場合における第141条及び前条第１項の規定の適用については、第141条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第161条の２に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、前条第１項第１号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第３号において同じ。）及び」とする。
附　則 （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 第18条の４　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第３項に規定	附　則 （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 第18条の４　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第３項に規定

改正前	改正後
する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第161条の規定の適用については、同条中「法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の５に規定する総所得金額（所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。	する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第161条第１項の規定の適用については、同条中「法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の５第１項に規定する総所得金額（所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。
（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第18条の５　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の２第５項の配当所得等を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第161条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。	（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第18条の５　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の２第５項の配当所得等を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条第１項の規定の適用については、第141条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第161条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 第18条の６　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の	（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 第18条の６　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条第１項の規定の適用については、第141条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これ

改正前	改正後
適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第161条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	らの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第161条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第20条　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第161条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第20条　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条第１項の規定の適用については、第141条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第161条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第21条　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若し	（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第21条　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条第１項の規定の適用については、第141条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは

改正前	改正後
くは山林所得金額又は法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第161条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第161条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第22条　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第161条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。	（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第22条　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条第１項の規定の適用については、第141条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第161条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第23条　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第161条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。	（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第23条　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条第１項の規定の適用については、第141条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第161条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

改正前	改正後
（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第24条　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第161条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第161条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。	（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第24条　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条第１項の規定の適用については、第141条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第161条第１項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第161条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。
（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第25条　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第161条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」	（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第25条　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条第１項の規定の適用については、第141条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第161条第１項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の

改正前	改正後
と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第161条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。	額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第161条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。
（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第26条　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第161条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。	（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第26条　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条第１項の規定の適用については、第141条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第161条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。
（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第27条　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第12項に規定する条約適用配	（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第27条　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条第１項の規定の適用については、第141条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第12項に規定する条約適

改正前	改正後
当等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第161条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	用配当等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第161条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。
備考　改正部分は、下線の部分である。	

（大船渡市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　大船渡市税条例の一部を改正する条例（令和３年大船渡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第141条の改正規定、第142条を削り、第143条を第142条とし、第143条の２を第143条とする改正規定、第144条の改正規定及び第161条の改正規定を次のように改める。

改正前	改正後
（国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第141条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.6を乗じて算定する。 ２　［略］ （国民健康保険の被保険者に係る資産割額） 第142条　第140条第２項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の12.4を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第143条　第140条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について19,000円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第141条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.5を乗じて算定する。 ２　［略］ （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第142条　第140条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について30,900円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

改正前	改正後
第143条の２　第140条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第145条の３及び第161条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第145条の３及び第161条において同じ。）以外の世帯　22,000円 （２）　特定世帯　11,000円 （３）　特定継続世帯　16,500円	第143条　第140条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第145条の２及び第161条第１項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第145条の２及び第161条第１項において同じ。）以外の世帯　21,400円 （２）　特定世帯　10,700円 （３）　特定継続世帯　16,050円
（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第144条　第140条第３項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。	（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第144条　第140条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。
（保険税の減額） 第161条　次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は第140条第２項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が	（保険税の減額） 第161条　次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は第140条第２項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合

改正前	改正後
43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 イ　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　13,300円 ロ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　15,400円 （ロ）　特定世帯　7,700円 （ハ）　特定継続世帯　11,550円 ハ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　4,200円 ニ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　4,900円 （ロ）　特定世帯　2,450円	算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　21,630円 ロ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　14,980円 （ロ）　特定世帯　7,490円 （ハ）　特定継続世帯　11,235円 ハ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　7,280円 ニ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　5,040円 （ロ）　特定世帯　2,520円

改正前	改正後
（ハ）　特定継続世帯　3,675円	（ハ）　特定継続世帯　3,780円
ホ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　5,600円	ホ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　7,000円
ヘ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　4,200円	ヘ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　3,640円
（２）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	（２）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
イ　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　9,500円	イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　15,450円
ロ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	ロ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　11,000円	（イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　10,700円
（ロ）　特定世帯　5,500円	（ロ）　特定世帯　5,350円
（ハ）　特定継続世帯　8,250円	（ハ）　特定継続世帯　8,025円
ハ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　3,000円	ハ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　5,200円
ニ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	ニ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　3,500円	（イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　3,600円
（ロ）　特定世帯　1,750円	（ロ）　特定世帯　1,800円
（ハ）　特定継続世帯　2,625円	（ハ）　特定継続世帯　2,700円
ホ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人につい	ホ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人につい

改正前	改正後
て　4,000円 へ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　3,000円 （３）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） イ　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　3,800円 ロ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　4,400円 （ロ）　特定世帯　2,200円 （ハ）　特定継続世帯　3,300円 ハ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　1,200円 ニ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1,400円 （ロ）　特定世帯　700円 （ハ）　特定継続世帯　1,050円 ホ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　1,600円 へ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　1,200円	て　5,000円 へ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　2,600円 （３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　6,180円 ロ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　4,280円 （ロ）　特定世帯　2,140円 （ハ）　特定継続世帯　3,210円 ハ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　2,080円 ニ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （イ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1,440円 （ロ）　特定世帯　720円 （ハ）　特定継続世帯　1,080円 ホ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第139条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　2,000円 へ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　1,040円

改正前	改正後
	２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 イ　前項第１号イに規定する金額を減額した世帯　4,635円 ロ　前項第２号イに規定する金額を減額した世帯　7,725円 ハ　前項第３号イに規定する金額を減額した世帯　12,360円 ニ　イからハまでに掲げる世帯以外の世帯　15,450円 （２）　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 イ　前項第１号ハに規定する金額を減額した世帯　1,560円 ロ　前項第２号ハに規定する金額を減額した世帯　2,600円 ハ　前項第３号ハに規定する金額を減額した世帯　4,160円 ニ　イからハまでに掲げる世帯以外の世帯　5,200円
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、公布の日から施行する。

資料２

令和３年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）について

【補正理由】

決算見込みによる、歳入・歳出の補正

【補正予算の概要】

補正予算総額　128,299 千円

補正後予算総額　4,431,816 千円

（１）歳　入

款	款　名	補正額(千円)	補正理由
1	国民健康保険税	12,590	12 月までの納付実績による増額
3	国庫支出金	1,523	国庫補助金の交付見込みによる増額
4	県支出金	88,229	保険給付費等交付金等の交付見込みによる増額
6	繰入金	△20,392	事業費再算定に伴う一般会計からの繰入金減額、財政調整基金繰入金の増額
7	繰越金	20,305	前年度繰越金の確定による増額
8	諸収入	6,044	過年度分診療報酬返還金及び特定健康診査一部徴収金の増額
9	市債	20,000	
補 正 額 合 計		128,299	

（２）歳　出

款	款　名	補正額(千円)	補正理由
1	総務費	2,682	決算見込みによる減額
2	保険給付費	121,720	給付実績による減額
5	保健事業費	3,120	特定健康診査事業の実績による減額
6	基金積立金	1	
8	諸支出金	776	国庫支出金等償還金及び国民健康保険特別会計（診療施設勘定）繰出金の決算見込みによる増額
補 正 額 合 計		128,299	

令和３年度国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）

【歳入】

（単位：千円）

予算科目	当初予算	６月補正	９月補正	12月補正	３月補正	補正後予算額	備　考
1 国民健康保険税	686,206	0	0	0	12,590	698,796	
1 国民健康保険税	686,206	0	0	0	12,590	698,796	
1 一般被保険者国民健康保険税	686,043	0	0	0	12,590	698,633	
1 医療給付費分現年課税分	445,945				11,300	457,245	
2 後期高齢者支援金分現年課税分	150,392				3,400	153,792	
3 介護納付金分現年課税分	56,788				1,800	58,588	
4 医療給付費分滞納繰越分	21,283				△ 2,500	18,783	
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	7,152				△ 850	6,302	
6 介護納付金分滞納繰越分	4,483				△ 560	3,923	
2 退職被保険者等国民健康保険税	163	0	0	0	0	163	
1 医療給付費分現年課税分	2					2	
2 後期高齢者支援金分現年課税分	2					2	
3 介護納付金分現年課税分	2					2	
4 医療給付費分滞納繰越分	94					94	
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	32					32	
6 介護納付金分滞納繰越分	31					31	
2 使用料及び手数料	300	0	0	0	0	300	
1 手数料	300	0	0	0	0	300	
1 督促手数料	300					300	
3 国庫支出金	10	0	0	0	1,523	1,533	
1 国庫補助金	10	0	0	0	1,523	1,533	
1 災害臨時特例補助金	10				1,523	1,533	
2 被災者支援総合交付金	0					0	
3 制度改正対応等補助金	0					0	
4 県支出金	3,188,957	0	0	0	88,229	3,277,186	
1 県補助金	3,188,957	0	0	0	88,229	3,277,186	
1 保険給付費等交付金	3,177,342	0	0	0	83,029	3,260,371	
1 普通交付金	2,975,748				69,112	3,044,860	
2 特別交付金	201,594	0	0	0	13,917	215,511	
保険者努力支援分	14,286					14,286	
特別調整交付金分	161,920				19,033	180,953	
県繰入金（２号）分	14,340				△ 3,494	10,846	
特定健康審査等負担金	11,048				△ 1,622	9,426	
2 一部負担金特例措置支援事業費補助金	11,615				5,200	16,815	
5 財産収入	1	0	0	0	0	1	
1 財産運用収入	1	0	0	0	0	1	
1 利子及び配当金	1					1	
6 繰入金	421,011	0	△ 2,780	0	△ 20,392	397,839	
1 他会計繰入金	394,633	0	△ 2,780	0	△ 40,392	351,461	
1 一般会計繰入金	394,633	0	△ 2,780	0	△ 40,392	351,461	
1 保険基盤安定繰入金	183,799				17,813	201,612	
2 職員給与費等繰入金	88,797		△ 2,780		671	86,688	
3 出産育児一時金等繰入金	4,760					4,760	
4 財政安定化支援事業繰入金	46,193				11,867	58,060	
5 運営費繰入金	71,084				△ 70,743	341	
2 基金繰入金	26,378	0	0	0	20,000	46,378	
1 財政調整基金繰入金	26,378				20,000	46,378	
7 繰越金	1	0	0	0	20,305	20,306	
1 繰越金	1	0	0	0	20,305	20,306	
1 繰越金	1				20,305	20,306	
8 諸収入	9,811	0	0	0	6,044	15,855	
1 延滞金及び過料	2,001	0	0	0	0	2,001	
1 一般被保険者延滞金	2,000					2,000	
2 退職被保険者等延滞金	1					1	
2 雑　入	7,810	0	0	0	6,044	13,854	
1 一般被保険者第三者納付金	2,000					2,000	
2 退職被保険者等第三者納付金	1					1	
3 一般被保険者返納金	2,000					2,000	
4 退職被保険者等返納金	1					1	
5 特定健康診査徴収金	3,562				39	3,601	
6 雑　入	246				6,005	6,251	
9 市債	0	0	0	0	20,000	20,000	
1 財政安定化基金基金貸付金	0	0	0	0	20,000	20,000	
1 財政安定化基金基金貸付金	0				20,000	20,000	
歳　入　合　計	4,306,297	0	△ 2,780	0	128,299	4,431,816	

【歳出】

（単位：千円）

予算科目	当初予算	６月補正	９月補正	12月補正	３月補正	予算現計	
1 総務費	139,093	0	△ 2,780	0	2,682	138,995	
1 総務管理費	107,507	0	△ 3,792	0	2,682	106,397	
1 一般管理費	101,604		△ 3,792		2,682	100,494	
2 連合会負担金	5,903		0			5,903	
2 徴税費	30,945	0	1,012	0	0	31,957	
1 賦課徴収費	30,945		1,012			31,957	
3 運営協議会費	641	0	0	0	0	641	
1 運営協議会費	641					641	
2 保険給付費	3,116,629	0	0	0	121,720	3,238,349	
1 療養諸費	2,794,635	0	0	0	76,960	2,871,595	
1 一般被保険者療養給付費	2,768,000				76,960	2,844,960	
2 退職被保険者等療養給付費	2,000					2,000	
3 一般被保険者療養費	14,000					14,000	
4 退職被保険者等療養費	100					100	
5 審査支払手数料	10,535					10,535	
2 高額療養費	311,600	0	0	0	44,160	355,760	
1 一般被保険者高額療養費	310,000				44,160	354,160	
2 退職被保険者等高額療養費	1,000					1,000	
3 一般被保険者高額介護合算療養費	500					500	
4 退職被保険者等高額介護合算療養費	100					100	
3 移送費	200	0	0	0	0	200	
1 一般被保険者移送費	100					100	
2 退職被保険者等移送費	100					100	
4 出産育児諸費	7,144	0	0	0	0	7,144	
1 出産育児一時金	7,140					7,140	
2 出産育児一時金支払手数料	4					4	
5 葬祭諸費	2,250	0	0	0	600	2,850	
1 葬祭費	2,250				600	2,850	
6 傷病手当金	800	0	0	0	0	800	
1 傷病手当金	800					800	
3 国民健康保険事業費納付金	999,112	0	0	0	0	999,112	
1 国民健康保険事業費納付金	999,112	0	0	0	0	999,112	
1 国民健康保険事業費納付金	999,112					999,112	
4 共同事業拠出金	2	0	0	0	0	2	
1 共同事業拠出金	2	0	0	0	0	2	
1 その他共同事業事務費拠出金	2					2	
5 保健事業費	23,620	0	0	0	3,120	26,740	
1 特定健康診査等事業費	21,875	0	0	0	3,120	24,995	
1 特定健康診査等事業費	21,875				3,120	24,995	
2 保健事業費	1,745	0	0	0	0	1,745	
1 保健衛生普及費	1,745					1,745	
6 基金積立金	1	0	0	0	1	2	
1 基金積立金	1	0	0	0	1	2	
1 財政調整基金積立金	1				1	2	
7 公債費	500	0	0	0	0	500	
1 財政安定化基金償還金	500	0	0	0	0	500	
1 財政安定化基金償還金	500					500	
8 諸支出金	26,340	0	0	0	776	27,116	
1 償還金及び還付加算金	8,701	0	0	0	96	8,797	
1 一般被保険者保険税還付金	8,300					8,300	
2 退職被保険者等保険税還付金	400					400	
3 償還金	1				96	97	
2 繰出金	17,639	0	0	0	680	18,319	
1 直診診療施設勘定繰出金	17,639				680	18,319	
9 予備費	1,000	0	0	0	0	1,000	
1 予備費	1,000	0	0	0	0	1,000	
1 予備費	1,000					1,000	
歳　出　合　計	4,306,297	0	△ 2,780	0	128,299	4,431,816	

資料３

令和３年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第３号）について

【補正理由】

決算見込みによる、歳入・歳出の補正

【補正予算の概要】

補正予算総額　　△14,407 千円

補正後予算総額　　258,984 千円

（１）歳　入

款	款　名		補正額(千円)	補正理由
1	診療収入		△29,904	新型コロナウイルス感染症の影響等による診療収入の減額
		綾里診療所	△460	
		越喜来診療所	△25,433	
		吉浜診療所	△2,046	
		歯科診療所	△1,965	
2	使用料及び手数料		△349	診療実績による減額
3	繰入金		18,714	診療報酬等の減少に伴う運営費不足額への補填及び交付金の増額に伴う繰入金の増額
5	諸収入		12	診療実績による薬品容器代等の増額
6	市債		△3,200	決算見込みによる減額
7	国庫支出金		320	新型コロナ関連補助金の増額
合　　計			△14,407	

（２）歳　出

款	款　名		補正額(千円)	補正理由
1	総務費		△9,696	決算見込みによる（越喜来診療所トイレ改修工事の延期による減額など）
2	医業費		△4,711	医薬品等購入実績による減額
		綾里診療所	210	
		越喜来診療所	△3,321	
		吉浜診療所	△1,000	
		歯科診療所	△600	
合　　計			△14,407	

令和３年度国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第３号）

【歳入】

（単位：千円）

予算科目	当初予算	６月補正	９月補正	12月補正	３月補正	補正後予算額	備　　考
1 診療収入	143,802	0	5,157	7,433	△ 29,904	126,488	
1 入院外収入	141,761	0	5,157	7,433	△ 29,154	125,197	
1 国民健康保険診療報酬収入	25,879				△ 5,147	20,732	
2 社会保険診療報酬収入	22,793				△ 3,931	18,862	
3 後期高齢者診療報酬収入	63,710				△ 23,753	39,957	
4 その他の診療報酬収入	10,133		5,157	7,433	6,109	28,832	
5 一部負担金収入	19,246				△ 2,432	16,814	
2 その他の診療収入	2,041	0	0	0	△ 750	1,291	
1 諸検査収入	2,041				△ 750	1,291	健康診断料
2 使用料及び手数料	1,233	0	0	0	△ 349	884	
1 使用料	171	0	0	0	0	171	
1 行政財産使用料	171					171	
2 手数料	1,062	0	0	0	△ 349	713	
1 文書料	1,062				△ 349	713	医科診断書等文書料
3 繰入金	116,189	0	△ 8,826	△ 20,042	18,714	106,035	
1 他会計繰入金	98,550	0	△ 8,826	△ 20,042	18,034	87,716	
1 一般会計繰入金	98,550	0	△ 8,826	△ 20,042	18,034	87,716	
1 一般会計繰入金	98,550	0	△ 8,826	△ 20,042	18,034	87,716	
公債費分	22,935					22,935	
運営費分	75,615		△ 8,826	△ 20,042	18,034	64,781	
2 事業勘定繰入金	17,639	0	0	0	680	18,319	
1 事業勘定繰入金	17,639				680	18,319	特別調整交付金
4 繰越金	1	0	0	1,777	0	1,778	
1 繰越金	1	0	0	1,777	0	1,778	
1 繰越金	1			1,777		1,778	
5 諸収入	1,006	0	0	0	12	1,018	
1 雑入	1,006	0	0	0	12	1,018	
1 雑入	1,006				12	1,018	
6 市債	13,400	0	0	0	△ 3,200	10,200	
1 市債	13,400	0	0	0	△ 3,200	10,200	
1 市債	13,400				△ 3,200	10,200	病院事業債
7 国庫支出金	0	0	1,000	1,500	320	2,820	
1 国庫補助金	0	0	1,000	1,500	320	2,820	
1 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保補助金	0		1,000	1,500	320	2,820	
8 支払基金支出金	0	0	429	0	0	429	
1 支払基金補助金	0	0	429	0	0	429	
1 オンライン資格確認関連補助金	0		429			429	
9 県支出金	0	0	0	9,332	0	9,332	
1 県補助金	0	0	0	9,332	0	9,332	
1 新型コロナウイルスワクチン個別接種促進交付金	0			9,332		9,332	
歳　入　合　計	275,631	0	△ 2,240	0	△ 14,407	258,984	

【歳出】

（単位：千円）

予算科目	当初予算	６月補正	９月補正	12月補正	３月補正	予算現計	
1 総務費	190,638	0	△ 3,457	0	△ 9,696	177,485	
1 施設管理費	190,638	0	△ 3,457	0	△ 9,696	177,485	
1 一般管理費	189,440		△ 3,457		△ 9,363	176,620	
2 研究研修費	1,198				△ 333	865	
2 医業費	62,058	0	1,217	0	△ 4,711	58,564	
1 医業費	62,058	0	1,217	0	△ 4,711	58,564	
1 医療用機械器具費	19,176		1,184		△ 3,021	17,339	
2 医療用消耗機材費	5,890		33		210	6,133	
3 医薬品衛生材料費	31,982				△ 900	31,082	
4 各種検査等委託費	5,010				△ 1,000	4,010	
3 公債費	22,935	0	0	0	0	22,935	
1 公債費	22,935	0	0	0	0	22,935	
1 元金	20,652					20,652	
2 利子	2,283					2,283	
歳　出　合　計	275,631	0	△ 2,240	0	△ 14,407	258,984	

資料４

令和４年度国民健康保険特別会計予算（事業勘定）

１　基本的な考え方

・国民健康保険税は、平成24年度以降据え置いてきた税率を９年振りに改正したことにより、前年度と比べ、現年度分で64,953千円の増、滞納繰越分で3,512千円の減、全体額で61,441千円の増を見込んでいる。

課税目的別の比較では、医療給付費分が47,508千円の増、後期高齢者支援金分が16,947千円の増、介護納付金分が3,014千円の減となっている。

・平成30年度からの国民健康保険の制度改革後は、県が財政運営の責任主体となり、毎年度、市町村毎の被保険者数や所得水準、医療費水準等に応じて、国民健康保険事業費納付金を決定している。市は、この納付金を県に納付し、県からは保険給付費の支出額に応じて普通交付金が市に交付されている。
令和４年度の納付金総額は、被保険者数の減少等に伴って、前年度比22,577千円の減となるが、当市の被保険者１人当たりの納付金は123,269円で前年度（123,408円）とほぼ同額となっており、県平均より2,750円高い算定結果となっている。

・保険給付費は、医療の高度化や被保険者の高齢化により、１人当たりの医療費は増加傾向にあるが、被保険者数の減少により、総額で対前年度比1.2%の減と見込んでいる。

２　予算の概要

予算総額　　4,297,917千円（前年度比　△8,380千円）

（１）歳　入

款	款　名	予算額（千円）	摘　　要
1	国民健康保険税	747,647	・税率の改正に伴い、対前年度比9.0%の増
2	使用料及び手数料	300	・督促手数料
3	国庫支出金	10	・災害臨時特例補助金
4	県支出金	3,133,017	・保険給付費（療養諸費、高額療養費、移送費）の支出額に応じて普通交付金として交付される ・保険者努力支援分、特別調整交付金分等が特別交付金として交付される
5	財産収入	1	・財政調整基金運用利子
6	繰入金	405,482	・国民健康保険税の軽減分に対する繰入金等 ・対前年度比3.7%の減
7	繰越金	1	・前年度繰越金
8	諸収入	11,459	・第三者納付金等
合　　計		4,297,917	

（2）歳　出

款	項	款　項　名	予算額（千円）	摘　　要
1		総務費	109,371	・職員給与費等、市町村事務処理標準システム導入費用等
2		保険給付費	3,078,366	・保険者が負担する給付費で、通常は医療費の７割を給付 ・対前年度比 1.2%の減
	1	療養諸費	2,725,413	・一般と退職、療養給付費と療養費及び審査支払手数料の５つの区分で管理
	2	高額療養費	344,600	・一部負担金のうち、世帯での限度額を超過した額を給付
	3	移送費	200	・医師が「移送が必要」と認めた場合の患者に係る移送費
	4	出産育児諸費	4,203	・1 件当たり 42 万円の出産育児一時金を 10 件見込む
	5	葬祭諸費	3,150	・1 件当たり 3 万円で 105 件を見込む
	6	傷病手当金	800	・1 件当たり 8 万円で 10 件を見込む
3		国民健康保険事業費納付金	976,535	・岩手県への納付金 ・対前年度比 2.3%の減
4		共同事業拠出金	2	・退職被保険者対象者名簿作成事務拠出金
5		保健事業費	24,444	・特定健康診査、医療費通知、レセプト点検、ジェネリック差額通知業務等
6		基金積立金	62,048	・財政調整基金運用の積立
7		公債費	20,000	・岩手県への財政安定化基金償還金
8		諸支出金	26,151	・国民健康保険税還付金及び診療施設勘定繰出金等
9		予備費	1,000	・不測の支出に備えた経費
合　　計			4,297,917	

令和４年度国民健康保険特別会計予算（事業勘定）

【歳入】　　（単位：千円）

予算科目	令和４年度当初予算額	令和３年度当初予算額	比　較	増　減	備　考
1 国民健康保険税	747,647	686,206	61,441	9.0	
1 国民健康保険税	747,647	686,206	61,441	9.0	
1 一般被保険者国民健康保険税	747,621	686,043	61,578	9.0	
1 医療給付費分現年課税分	495,843	445,945	49,898	11.2	
2 後期高齢者支援金分現年課税分	168,138	150,392	17,746	11.8	
3 介護納付金分現年課税分	54,097	56,788	△ 2,691	△ 4.7	
4 医療給付費分滞納繰越分	18,975	21,283	△ 2,308	△ 10.8	
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	6,381	7,152	△ 771	△ 10.8	
6 介護納付金分滞納繰越分	4,187	4,483	△ 296	△ 6.6	
2 退職被保険者等国民健康保険税	26	163	△ 137	△ 84.0	
1 医療給付費分現年課税分	2	2	0	0.0	
2 後期高齢者支援金分現年課税分	2	2	0	0.0	
3 介護納付金分現年課税分	2	2	0	0.0	
4 医療給付費分滞納繰越分	12	94	△ 82	△ 87.2	
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	4	32	△ 28	△ 87.5	
6 介護納付金分滞納繰越分	4	31	△ 27	△ 87.1	
2 使用料及び手数料	300	300	0	0.0	
1 手数料	300	300	0	0.0	
1 督促手数料	300	300	0	0.0	
3 国庫支出金	10	10	0	0.0	
1 国庫補助金	10	10	0	0.0	
1 災害臨時特例補助金	10	10	0	0.0	
4 県支出金	3,133,017	3,188,957	△ 55,940	△ 1.8	
1 県補助金	3,133,017	3,188,957	△ 55,940	△ 1.8	
1 保険給付費等交付金	3,133,017	3,177,342	△ 44,325	△ 1.4	
1 普通交付金	3,056,387	2,975,748	80,639	2.7	
2 特別交付金	76,630	201,594	△ 124,964	△ 62.0	
保険者努力支援分	16,258	14,286	1,972	13.8	
特別調整交付金分	42,705	161,920	△ 119,215	△ 73.6	
県繰入金（２号）分	8,297	14,340	△ 6,043	△ 42.1	
特定健康審査等負担金	9,370	11,048	△ 1,678	△ 15.2	
廃 一部負担金特例措置支援事業費補助金	0	11,615	△ 11,615	△ 100.0	廃目
5 財産収入	1	1	0	0.0	
1 財産運用収入	1	1	0	0.0	
1 利子及び配当金	1	1	0	0.0	
6 繰入金	405,482	421,011	△ 15,529	△ 3.7	
1 他会計繰入金	405,482	394,633	10,849	2.7	
1 一般会計繰入金	405,482	394,633	10,849	2.7	
1 保険基盤安定繰入金	243,137	183,799	59,338	32.3	
2 職員給与費等繰入金	87,612	88,797	△ 1,185	△ 1.3	
3 出産育児一時金等繰入金	2,800	4,760	△ 1,960	△ 41.2	
4 財政安定化支援事業繰入金	71,592	46,193	25,399	55.0	
5 運営費繰入金	341	71,084	△ 70,743	△ 99.5	
廃 基金繰入金	0	26,378	△ 26,378	△ 100.0	廃項
財政調整基金繰入金	0	26,378	△ 26,378	△ 100.0	
7 繰越金	1	1	0	0.0	
1 繰越金	1	1	0	0.0	
1 繰越金	1	1	0	0.0	
8 諸収入	11,459	9,811	1,648	16.8	
1 延滞金及び過料	2,001	2,001	0	0.0	
1 一般被保険者延滞金	2,000	2,000	0	0.0	
2 退職被保険者等延滞金	1	1	0	0.0	
2 雑入	9,458	7,810	1,648	21.1	
1 一般被保険者第三者納付金	2,000	2,000	0	0.0	
2 退職被保険者等第三者納付金	1	1	0	0.0	
3 一般被保険者返納金	2,000	2,000	0	0.0	
4 退職被保険者等返納金	1	1	0	0.0	
5 特定健康診査徴収金	3,562	3,562	0	0.0	
6 雑入	1,894	246	1,648	669.9	
歳　入　合　計	4,297,917	4,306,297	△ 8,380	△ 0.2	

【歳出】

（単位：千円）

予算科目	令和４年度 当初予算額	令和３年度 当初予算額	比　較	増　減
1 総務費	109,371	139,093	△ 29,722	△ 21.4
1 総務管理費	77,482	107,507	△ 30,025	△ 27.9
1 一般管理費	71,631	101,604	△ 29,973	△ 29.5
2 連合会負担金	5,851	5,903	△ 52	△ 0.9
2 徴税費	31,338	30,945	393	1.3
1 賦課徴収費	31,338	30,945	393	1.3
3 運営協議会費	551	641	△ 90	△ 14.0
1 運営協議会費	551	641	△ 90	△ 14.0
2 保険給付費	3,078,366	3,116,629	△ 38,263	△ 1.2
1 療養諸費	2,725,413	2,794,635	△ 69,222	△ 2.5
1 一般被保険者療養給付費	2,700,000	2,768,000	△ 68,000	△ 2.5
2 退職被保険者等療養給付費	2,000	2,000	0	0.0
3 一般被保険者療養費	13,500	14,000	△ 500	△ 3.6
4 退職被保険者等療養費	100	100	0	0.0
5 審査支払手数料	9,813	10,535	△ 722	△ 6.9
2 高額療養費	344,600	311,600	33,000	10.6
1 一般被保険者高額療養費	343,000	310,000	33,000	10.6
2 退職被保険者等高額療養費	1,000	1,000	0	0.0
3 一般被保険者高額介護合算療養費	500	500	0	0.0
4 退職被保険者等高額介護合算療養費	100	100	0	0.0
3 移送費	200	200	0	0.0
1 一般被保険者移送費	100	100	0	0.0
2 退職被保険者等移送費	100	100	0	0.0
4 出産育児諸費	4,203	7,144	△ 2,941	△ 41.2
1 出産育児一時金	4,200	7,140	△ 2,940	△ 41.2
2 出産育児一時金支払手数料	3	4	△ 1	△ 25.0
5 葬祭諸費	3,150	2,250	900	40.0
1 葬祭費	3,150	2,250	900	40.0
6 傷病手当金	800	800	0	0.0
1 傷病手当金	800	800	0	0.0
3 国民健康保険事業費納付金	976,535	999,112	△ 22,577	△ 2.3
1 国民健康保険事業費納付金	976,535	999,112	△ 22,577	△ 2.3
1 国民健康保険事業費納付金	976,535	999,112	△ 22,577	△ 2.3
一般被保険者医療給付費分	665,601	691,269	△ 25,668	△ 3.7
一般被保険者後期高齢者支援金等分	226,590	229,474	△ 2,884	△ 1.3
介護納付金分	84,344	78,369	5,975	7.6
4 共同事業拠出金	2	2	0	0.0
1 共同事業拠出金	2	2	0	0.0
1 その他共同事業事務費拠出金	2	2	0	0.0
5 保健事業費	24,444	23,620	824	3.5
1 特定健康診査等事業費	22,911	21,875	1,036	4.7
1 特定健康診査等事業費	22,911	21,875	1,036	4.7
2 保健事業費	1,533	1,745	△ 212	△ 12.1
1 保健衛生普及費	1,533	1,745	△ 212	△ 12.1
6 基金積立金	62,048	1	62,047	6,204,700.0
1 基金積立金	62,048	1	62,047	6,204,700.0
1 財政調整基金積立金	62,048	1	62,047	6,204,700.0
7 公債費	20,000	500	19,500	3,900.0
1 財政安定化基金償還金	20,000	500	19,500	3,900.0
1 財政安定化基金償還金	20,000	500	19,500	3,900.0
8 諸支出金	26,151	26,340	△ 189	△ 0.7
1 償還金及び還付加算金	8,801	8,701	100	1.1
1 一般被保険者保険税還付金	8,300	8,300	0	0.0
2 退職被保険者等保険税還付金	500	400	100	25.0
3 償還金	1	1	0	0.0
2 繰出金	17,350	17,639	△ 289	△ 1.6
1 直診診療施設勘定繰出金	17,350	17,639	△ 289	△ 1.6
9 予備費	1,000	1,000	0	0.0
1 予備費	1,000	1,000	0	0.0
1 予備費	1,000	1,000	0	0.0
歳　出　合　計	4,297,917	4,306,297	△ 8,380	△ 0.2

資料５

令和４年度国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）

１　基本的な考え方

・診療収入は、令和３年度の決算見込額や新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、131,241千円と見込んでおり、対前年度比8.7%の減となっている。

・歳出における医業費は、医療機器購入費用の減少等から、対前年度比 23.4%の減となっている。

・一般会計からの繰入金は、公債費及び運営費の減少により5,996千円、対前年度比6.1%の減となっている。

２　予算の概要

予算総額　　243,155千円（前年度比　△32,476千円）

（１）歳　入

款	款　名	予算額（千円）	摘　　要
1	診療収入	131,241	診療報酬収入、諸検査収入等
2	使用料及び手数料	1,109	診断書等文書料等
3	繰入金	109,904	診療所運営等に対する他会計からの繰入金
4	繰越金	1	前年度繰越金
5	諸収入	900	薬品容器代、歯ブラシ代等
合　　計		243,155	

（２）歳　出

款	款　名	予算額(千円)	摘　　要
1	総務費	173,812	職員給与費、施設維持管理費、研究研修費等
2	医業費	47,509	医療機器維持費、医薬品等
3	公債費	21,834	医療機器購入等による市債の元金及び利子
合　　計		243,155	

令和４年度国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）

【歳入】

（単位：千円）

予算科目	令和４年度当初予算額	令和３年度当初予算額	比　較	増　減	備　考
1 診療収入	131,241	143,802	△ 12,561	△ 8.7	
1 入院外収入	129,200	141,761	△ 12,561	△ 8.9	
1 国民健康保険診療報酬収入	22,958	25,879	△ 2,921	△ 11.3	
2 社会保険診療報酬収入	20,841	22,793	△ 1,952	△ 8.6	
3 後期高齢者診療報酬収入	48,877	63,710	△ 14,833	△ 23.3	
4 その他の診療報酬収入	18,173	10,133	8,040	79.3	
5 一部負担金収入	18,351	19,246	△ 895	△ 4.7	
2 その他の診療収入	2,041	2,041	0	0.0	
1 諸検査収入	2,041	2,041	0	0.0	
1 健康診断料	2,041	2,041	0	0.0	
2 使用料及び手数料	1,109	1,233	△ 124	△ 10.1	
1 使用料	167	171	△ 4	△ 2.3	
1 行政財産使用料	167	171	△ 4	△ 2.3	
2 手数料	942	1,062	△ 120	△ 11.3	
1 文書料	942	1,062	△ 120	△ 11.3	
3 繰入金	109,904	116,189	△ 6,285	△ 5.4	
1 他会計繰入金	92,554	98,550	△ 5,996	△ 6.1	
1 一般会計繰入金	92,554	98,550	△ 5,996	△ 6.1	
1 一般会計繰入金	92,554	98,550	△ 5,996	△ 6.1	
公債費分	21,834	22,935	△ 1,101	△ 4.8	
運営費分	70,720	75,615	△ 4,895	△ 6.5	
2 事業勘定繰入金	17,350	17,639	△ 289	△ 1.6	
1 事業勘定繰入金	17,350	17,639	△ 289	△ 1.6	特別調整交付金
4 繰越金	1	1	0	0.0	
1 繰越金	1	1	0	0.0	
1 繰越金	1	1	0	0.0	
5 諸収入	900	1,006	△ 106	△ 10.5	
1 雑入	900	1,006	△ 106	△ 10.5	
1 雑入	900	1,006	△ 106	△ 10.5	
廃 市債	0	13,400	△ 13,400	△ 100.0	廃款
市債	0	13,400	△ 13,400	△ 100.0	
市債	0	13,400	△ 13,400	△ 100.0	
歳　入　合　計	243,155	275,631	△ 32,476	△ 11.8	

【歳出】

（単位：千円）

予算科目	令和４年度当初予算額	令和３年度当初予算額	比　較	増　減	備　考
1 総務費	173,812	190,638	△ 16,826	△ 8.8	
1 施設管理費	173,812	190,638	△ 16,826	△ 8.8	
1 一般管理費	172,708	189,440	△ 16,732	△ 8.8	
2 研究研修費	1,104	1,198	△ 94	△ 7.8	
2 医業費	47,509	62,058	△ 14,549	△ 23.4	
1 医業費	47,509	62,058	△ 14,549	△ 23.4	
1 医療用機械器具費	4,909	19,176	△ 14,267	△ 74.4	
2 医療用消耗機材費	5,976	5,890	86	1.5	
3 医薬品衛生材料費	31,946	31,982	△ 36	△ 0.1	
4 各種検査等委託費	4,678	5,010	△ 332	△ 6.6	
3 公債費	21,834	22,935	△ 1,101	△ 4.8	
1 公債費	21,834	22,935	△ 1,101	△ 4.8	
1 元金	19,935	20,652	△ 717	△ 3.5	
2 利子	1,899	2,283	△ 384	△ 16.8	
歳　出　合　計	243,155	275,631	△ 32,476	△ 11.8	